

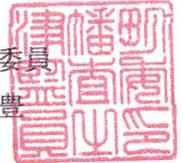
請 求 人

津 幡 町 ・ 市 民 グ ル ー プ 「 風 」

稲 垣 巖 様
井 上 研 一 様
黒 田 英 世 様
中 西 政 敏 様
前 田 猛 夫 様
宗 田 良 治 様

津 幡 町 代 表 監 査 委 員

本 田 一 豊



津 幡 町 職 員 措 置 請 求 書 に 係 る 監 査 結 果 に つ い て (通 知)

平 成 2 1 年 3 月 3 1 日 付 け で 受 理 し た 標 記 の 請 求 に つ い て 、 地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 2 4 2 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 監 査 を 実 施 し ま し た の で 、 そ の 結 果 を 通 知 し ま す 。

な お 、 山 崎 太 市 監 査 委 員 は 、 同 法 第 1 9 9 条 の 2 に 規 定 さ れ る 監 査 執 行 上 の 除 斥 に 該 当 す る た め 、 本 件 監 査 に は 関 与 し て お ら ず 、 代 表 監 査 委 員 の み で 監 査 を 実 施 し ま し た 。

津幡町職員措置請求書に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

津幡町・市民グループ「風」

稲垣 巖
井上 研一
黒田 英世
中西 政敏
前田 猛夫
宗田 良治

2 請求書の提出日

平成21年3月24日

3 請求の内容

請求人が提出した津幡町職員措置請求書による住民監査請求の要旨及び措置請求の内容は、次のとおりであると判断した。

(1) 請求の要旨

政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付する」ための補助金である。津幡町議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第9条では、議員に収支報告書への証拠書類の写し（以下「領収書」という。）の添付を義務付けており、議員が自分で記した「支払証明書」だけでは支払いがあった事実の証拠書類とはなりえない。領収書の添付されていない公金の支出は不当な支出である。

請求人等（以下「市民グループ風」という。）が公文書公開請求を行い、非公開通知に対する異議申し立てを行った過程で、議長も町長も条例文に領収書と明記されていないことを理由に、条例は領収書添付を義務付けていないと主張していることが明らかとなった。

「市民グループ風」は、「平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度、政務調査費を使用して行った視察、研修の報告書」、「平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度、支払証明書に記された弁当、茶菓子、ジュースを提供して行われた町政報告会（勉強会、会議）の開催を証明する文書（案内状、チラシ等）」の公開請求を行ったが、いずれも「行政情報を所有しない」との回答であり、政務調査費を使って行われたとされる視察、研修、町政報告会等の支出を証明する「その他の証拠書類」も提出されていないことが明らかとなった。

現在、津幡町においては、議員が自分で記入した「支払証明書」のみが、条例で義務付けられた証拠書類とされ、政務調査費の支払いや支出を客観的に証明する領収書及びその他の証拠書類が何一つ添付されていないことが明らかとなった。

「市民グループ風」は、条例を遵守し、領収書を添付している複数の前、現議員が存在することも確認している。

「支払証明書」の記載事項を点検した結果、「支払証明書」と領収書の照合や使途の検証は、議長によっても町長によっても行われず、一部の議員が、後援会行事等の私的経費に多額の公金を支出することを黙認していることが明らかとなった。以下、その具体的事例を記す。

- ① 中田議員は、平成15年度から平成19年度の間、町政報告会、勉強会、会費として志友会、中田商店に対し601,500円を政務調査費から支出したとしているが、後援会経費への私的流用であり、不当な支出である。

平成15年度、平成16年度、調査研究費としてジャーニーグリーン会（支払証明書原文のまま）に84,600円、平成17年度、20日会当日会費20,000円を20日会に、平成19年度、県政研修会費5,000円を飛翔会に研修費として支出しているが、これらも津幡町政の調査、研究に関連のない不当な支出である。

また、「証拠書類」とされる自分で記入した支払証明書についても、平成15年4月分には支払証明書すら添付されず、平成17年度会議費には、日付なしの同志会勉強会32,400円が、支払先無記入のまま記載されている。

さらに、平成18年度分についても、年度末3月31日付けで1年分の志友会町政報告会146,400円を中田商店に支出するなど、支払いの事実の有無そのものを強く疑わせる杜撰な会計処理を永年行っている。

平成19年4月分に4月6日開催町政報告として支払先不記入で25,200円お茶、お菓子代を支出しているが、後援会あるいは選挙関連の支出を強く疑わせる不当な支出である。これらは議員の政務調査費の支出を議長も町長も何ら検証していないことを示す事例であり、かつ全て不当な支出である。

- ② 山崎議員は、平成17年度、「日本人事録」購入代金147,000円を資料購入費として支出しているが、議員の調査研究のために必要な書籍ではなく不当な支出である。

平成15年度、政治座談会講師料として30,000円を支払先無記入で、平成16年度、平成18年度、平成19年度それぞれ60,000円、90,000円、50,000円、計200,000円を前県議に町政勉強会講師料として支出しているが、講師料に名を借りた寄付行為と強く疑われる不当な支出である。前県議がよく出席するのは、町議の新年会、忘年会等の後援会行事であり、その他の町政勉強会の弁当代等15,000円も後援会行事への支出であり不当な支出である。

平成19年度、研修会費として5,000円、飛翔会に支出されているが、これも不当な支出である。

- ③ 河上議員は、平成18年度、会議費として弁当代28,750円、資料印刷費5,200円を支出しているが、平成18年3月21日の弁当代、飲み物代13,000円、平成18年3月25日資料印刷費5,200円は平成17年度分の支出である。前年度の支出を翌年度の政務調査費として請求することは、条例に反する違法な行為である。

また、平成15年4月10日菓子代5,250円を、平成15年4月1カ月の政務調査費ではなく、平成15年5月以降11カ月の政務調査費の中で処理している。これら二つの事例は議長も町長も、議員の政務調査費を何ら検証していないことを端的に示す事例である。

平成15年度から平成18年度の間、会議費、研修費として弁当代305,925円支出しているが、必ず弁当が出される会議は、社会通念を大きく逸脱するものであり不当な支出である。

平成15年度、研修費として講演会講師謝礼、茶菓子代13,500円を、また、平成18年度あいさつ、マーナについて（支払証明書原文のまま）の講師謝礼として25,000円を研修費として支出しているが、津幡町政の調査、研究に必要な研修ではなく不当な支出である。

平成16年度、ニュースウイクリー（支払証明書原文のまま）購入費として16,000円を株式会社阪急に支出しているが、津幡町政の調査、研究に必要な書籍ではなく不当な支出である。さらに平成19年度4月分食料費36,502円を会議費として支出しているが、選挙関連を強く疑わせる不当な支出である。

- ④ 長谷川議員の平成17年度の収支報告書に記載された政務調査費の収入は300,954円と記載されているが、議員に支給される政務調査費は年額300,000円のはずである。このことは、議員に支給される政務調査費について、議長も町長も何ら検証していないことを示す端的な事例である。

平成15年度、支持者連絡会茶菓子代5,250円、演劇の観劇料6,000円、ゲートボール審判講習会費4,000円、心の電話賛助金3,000円、法話会費1,200円、河北潟生産組合婦人部研究会13,000円、京都観光10,000円など、私的経費への流用が数多くあるにもかかわらず、まったく検証されていない。これらは全て不当な支出である。

平成16年度、自民党政経セミナーに20,000円、自民党講演会に10,000円、研修費として支出しているが、政党への寄付行為であり違法な支出である。

また、河北潟生産出荷組合の研修費5,000円も私的経費であり不当な支出である。

平成17年度、こころの電話講演料10,000円、講演会6,000円、河北潟生産組合講習会5,000円、同じく愛知県知多半島師崎（支払証明書原文のまま）15,000円、同婦人部総会7,000円も不当な支出である。

平成18年度、インクカートリッジ代68,850円を事務費として支出しているが、私的流用が強く疑われる不当な支出である。

平成19年度、産組合連合婦人部（支払証明書原文のまま）研修会8,000円、飛翔会研究会5,000円を研修費として支出しているが、不当な支出である。

- ⑤ 洲崎議員の平成15年度5月以降11カ月分の政務調査費は、275,000円のはずであるが、収入も支出も292,500円と記入されている。また、同年度、日本人事録を20,000円で購入しているが、人事ジャーナル社発行の日本人事録に20,000円のものはない。議長も町長も政務調査費を何一つ検証していないことを端的に示す事例であり、不当な支出である。

町政報告会等に弁当代として平成15年度99,100円、平成16年度55,597円、平成17年度13,000円を会議費として支出しているが、後援会関連の支出を強く疑わせる不当な支出である。

- ⑥ 谷口議員は、平成15年度と平成18年度に電子辞典をそれぞれ27,300円、52,000円で購入しているが、不当な支出である。

平成17年度講師謝礼70,000円、平成16年度弁当代65,000円、講師謝礼30,000円の支出も後援会関連行事への私的流用であり、不当な支出である。

- ⑦ 鈴木議員は、平成16年度、心の電話研修として30,000円支出しているが、不当な支出である。

- ⑧ 南田議員は、平成17年度、文教福祉常任委員会視察に10,000円を政務調査費より支出しているが、議会の委員会の行政視察は、交通費、宿泊費、食事代など、全額公費で賄われており、不当な支出である。

(2) 措置請求

議員に支給される政務調査費は、津幡町政の調査、研究に資するための助成金であり、その用途について厳格に限定されることは勿論、透明性の確保が強く求められることは当然である。前記(1)の①から⑧で指摘したように、多額の公金が不当に支出されているにもかかわらず、議長、町長は何ら検証することなく事態を放任している。このような事態を放置することは、公金の不当流用を助長し、不正使用の温床となりかねず、その結果、津幡町民が多額の金銭的被害をこうむることは明らかであるので、以下の措置を講ずることを求める。

- 【1】 前記(1)の①から⑧の違法、不当な支出のある8名の議員に対して、条例で義務付けられた証拠書類(領収書)を添付しているか否かを確認し、添付していない場合は、改めて添付を勧告し、勧告に応じない場合には、町長に対し、過去5年度にわたって8名の議員に交付された政務調査費の全額11,650,221円を町に返還することを求めるよう勧告することを求める。勧告に応じ、領収書の添付に応じた場合には、8名の議員の支払証明書と領収書を照合の上、領収書のない支出、領収書の宛名に議員名が明記されていない支出について、町長に対し町に返還することを求めるよう勧告することを求める。
- 【2】 その他の政務調査費の交付を受けた議員については、領収書を添付しているか否かを確認し、添付していない議員には、【1】と同様の措置をとることを求める。
- 【3】 町長に対し、前記(1)の①から⑧の不当な支出の町への返還を求めるよう勧告することを求める。
- 【4】 条例は、議長が町長に送付する収支報告書に証拠書類(領収書)の写しの添付を義務付けているが、遵守されていない。公金の交付に関する法令の遵守の徹底を、議長及び町長に勧告することを求める。
- 【5】 議長及び町長に対し、政務調査費を使つての視察、研修、町政報告会、町政勉強会等の復命書の添付を勧告することを求める。
- 【6】 条例及び津幡町議会政務調査費の交付に関する規則は、議員と議長に過去5年度分の証拠書類(領収書)の保存を義務付けている。また、津幡町民は、公職にある議員、議長、町長が法令を遵守することを前提に政務調査費の交付を認めているのであり、法令が遵守されていないことが明らかな以上、監査請求対象期間は、議員及び議長が領収書の保存を義務付けられている過去5年度分とすることを求める。

(3) 事実証明書

1. 8名の議員の平成15年度、平成16年度、平成17年度、平成18年度、平成19年度政務調査費の収支報告書、支払証明書の写し
2. 津幡町議会政務調査費の交付に関する条例、規則
3. 条例改正後の金沢市議会及び内灘町議会政務調査費の交付に関する条例
4. 平成19年10月19日付け朝日新聞、同年11月20日付け北國新聞の報道記事
5. 平成19年11月7日 津幡町議会運営委員会の会議録

6. 公文書公開及び非公開通知書 8 通
7. つばた議会だより No.105、議会だよりつばた (79号)
8. 異議申し立てに対する答申通知 2 通
9. 判例 (名古屋高裁金沢支部)
10. 政務調査費の使途基準 (内規) 政務調査費に充てることができない経費

第2 住民監査請求の要件審査

本請求は地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成21年3月31日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件については、山崎太市監査委員は、法第199条の2に規定される監査執行上の除斥に該当するため、代表監査委員のみで監査を実施した。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成21年4月15日、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(1) 出席した請求者

津幡町・市民グループ「風」

稲垣 巖
井上 研一
黒田 英世
中西 政敏
前田 猛夫
宗田 良治

(2) 陳述の内容

陳述において提出された「意見陳述書」では、前記請求の内容の補足があったほか、監査対象期間について、次の趣旨の主張があった。

ア 平成15年度から平成19年度の間、町長は条例が付与する調査と返還請求の権限の行使と義務の履行を怠り、不当な政務調査費の支出を放任した。この事実は「違法または不当に財産の管理を怠る事実」に相当し、法第242条第2項に定める期間制限の規定は適用されないため、過去5年度分の政務調査費を監査対象とすることを強く求める。

イ 条例では、議長に領収書を含む証拠書類の写しの5年間保存を義務付けており、規則では、議員に領収書を含む証拠書類の5年間保存を義務付けている。このことは、町長にその5年度分についての返還請求権を付与したことにほかならない。

平成15年度から平成19年度の間、議長はその保存義務を怠り、町長は返還請求権の行使を怠っていることから、期間制限の規定は適用されない。

(3) 証拠の提出

出席した請求人から証拠として、次の文書の提出があった。

1. 品川区議の政務調査費返還訴訟に係る東京地裁判決

2. 品川区議の政務調査費、公文書非開示に係る東京高裁判決
3. 名古屋市議の政務調査費返還訴訟に係る名古屋地裁判決
4. 玉野市情報公開不服審査会答申
5. 西宮市情報公開・個人情報保護審査会答申
6. 川崎市個別外部監査結果報告書（平成15年から平成19年までに交付された政務調査費に係る住民監査請求）
7. 長崎市包括外部監査の結果に関する報告
8. 舟橋市議の政務調査費、住民監査請求に関する監査結果
9. 平成13年津幡町議会第5回定例会、総務常任委員会会議録
10. 平成20年津幡町議会第1回定例会、総務常任委員会会議録

3 監査対象事項

(1) 監査対象事項とした政務調査費

措置請求書に記載されている事項、事実を証する書面等から判断し、本件の監査対象事項を次のとおりとした。

ア 中田健二議員

No.	科目	支払日	内容	金額
1	研修費	H20.2.19	県政研修会	5,000 円
2	会議費	H19.5.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	16,500 円
3	会議費	H19.6.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	15,300 円
4	会議費	H19.7.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	13,800 円
5	会議費	H19.8.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	10,500 円
6	会議費	H19.8.26	志友会 会費	10,000 円
7	会議費	H19.9.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	9,600 円
8	会議費	H19.10.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	11,800 円
9	会議費	H19.11.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	6,900 円
10	会議費	H19.12.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	9,000 円
11	会議費	H20.1.2	志友会 会費	10,000 円
12	会議費	H20.2.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	9,300 円
13	会議費	H20.3.6	志友会 町政報告会 茶菓子代	7,800 円

イ 山崎太市議員

No.	科目	支払日	内容	金額
1	研修費	H19.9.30	町政勉強会講師料	25,000 円
2	研修費	H20.1.27	町政勉強会講師料	25,000 円
3	研修費	H20.2.19	研修会費	5,000 円

ウ 長谷川恵子議員

No.	科目	支払日	内容	金額
1	研修費	H20.1.16	婦人部研修会	8,000 円
2	研修費	H20.2.19	行政課題研究会	5,000 円

(2) 監査項目

次の事項を監査項目とした。

- ア 平成19年5月以降に交付した政務調査費のうち、監査対象事項とした政務調査費について、違法または不当な支出と認められるか。
- イ 本件支出が違法または不当と判断される場合、町が被った損害の範囲。
- ウ 本件支出が違法または不当と判断される場合、町長に対する損害を填補するための措置、今後の損害を防止するための措置。

(3) 監査対象から除外した事項及びその理由

- ア 前記第1の3の(2)措置請求【1】について(不当な支出のある8名の議員に対する措置)

住民監査請求の対象となる行為については、法第242条により、地方公共団体の執行機関または職員の違法もしくは不当な財務会計上の行為や一定の怠る事実に限られるものである。

また、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することが必要である。(最高裁判所第3小法廷 平成2年6月5日判決)

本項はこれら要件を充足していないので、監査対象から除外した。

- イ 前記第1の3の(2)措置請求【2】について(政務調査費の交付を受けたその他の議員に対する措置)

上記アと同じ理由により、監査対象から除外した。

- ウ 前記第1の3の(2)措置請求【3】について(8名の議員に対する不当な支出の返還勧告)

法第242条第2項は、監査請求期間につき「当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しているところ、本項における請求人の措置請求事項のうち、平成15年度分から平成19年度(4月分)までにかかる請求は、すべて監査請求期間が経過しており、かつ同項ただし書きに該当する事由も認められない。

この点については、最高裁判所第2小法廷 昭和62年2月20日判決において、「普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求については、右財務会計上の行為のあった日または終わった日を基準として地方自治法第242条第2項の規定を適用すべきである。」と明確に判示しており、本件監査請求には、法第242条第2項の規定が適用されるものである。

よって、本項請求のうち、前記第3の3(1)のとおり平成19年5月以降の政務調査費について監査対象とし、その他の部分は却下とした。

- エ 前記第1の3の(2)措置請求【4】について(公金の交付に関する法令の遵守の徹底勧告)

上記ア前段のとおり、本項請求は財務会計上の行為に係る請求ではないので、監査対象から除外した。

- オ 前記第1の3の(2)措置請求【5】について(町政勉強会等の復命書の添付勧告)

上記ア前段のとおり、本項請求は財務会計上の行為に係る請求ではないので、監査対象から除外した。

カ 前記第1の3の(2)措置請求【6】について(監査請求対象期間を5年とする請求) 上記ア前段のとおり、本項請求は財務会計上の行為に係る請求ではないので、監査対象から除外した。なお、請求人は陳述においても、「怠る事実」により期間制限は適用されず、過去5年度分を監査対象とするよう重ねて主張するが、上記ウのとおり、本件には法第242条第2項の規定が適用されるので、その主張は認めることができない。

4 監査対象部局

津幡町議会事務局

5 監査の方法

本件に関する法第242条第4項の規定による監査は、次の方法で実施した。

議会事務局に対し関係書類の提出を求め書面調査を行ったほか、関係職員から事情聴取を行った。また、法第199条第8項に基づき、関係議員に面接等による調査を行った。

第4 監査の結果

書面調査及び関係職員からの事情聴取、関係議員の面接等による監査の結果、次の事実を確認した。

1 政務調査費制度について

(1) 法第100条第13項に規定される政務調査費は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派または議員に対して交付することができるものであり、交付の対象、額及び交付の方法は条例で定めなければならないこととされている。また、同条第14項では、交付を受けた会派または議員は、条例の定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することが規定されている。

(2) 本町では、法第100条第13項及び第14項に基づき、津幡町議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第22号。以下「条例」という。)が制定され、平成13年10月1日から施行された。

条例では、交付対象、政務調査費の額(月額25,000円)、交付請求及び交付方法など政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めている。

そのうち交付請求については、第6条において、「毎四半期の最初の月の15日までに、規則で定める請求書により当該四半期に属する月数分の政務調査費を町長に請求するものとする。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求する。」と規定されている。また、第9条では、収支報告書等に関し、「収支報告書を作成し、これに証拠書類の写しを添えて、翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。」とし、同条第4項において、議長は「収支報告書等の提出があったときは、当該収支報告書等の写しを町長に送付しなければならない。」とされている。政務調査費の返還については、第10条において、町長は「(政務調査費の総額から) 使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。」と規定されている。さらに、第11条では、「収支報告書等は、これを受領した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と定めている。

(3) 条例の制定に併せ、津幡町議会政務調査費の交付に関する規則（平成13年規則第31号。以下「規則」という。）が制定され、平成13年10月1日から施行された。

規則では、第5条において、「使途基準は、別表に定めるところによる。」とし、次に示す別表のとおり定めている。また、証拠書類等の整理保管として、第7条で「会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。」と規定している。

別表（第5条関係）

政務調査費の使途基準

項目	内容
調査研究費	町の事務及び地方行財政に関する調査研究及び調査委託に要する経費 (例) 調査委託費、交通費、宿泊費等
研修費	研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費 (例) 会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等
会議費	町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (例) 会場費・機材借り上げ費、資料印刷費、茶菓子等
資料作成費	議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (例) 印刷製本代、原稿料等
資料購入費	調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (例) 書籍購入代、新聞雑誌購読料等
広報費	議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する経費 (例) 広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等
事務費	調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (例) 事務用品費、通信費等

備考 政務調査費に充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的な経費

(4) 条例、規則の施行に際し、政務調査費の使途基準をさらに明確化し、運用面での統一を図るため、平成13年9月19日に政務調査費の使途基準（内規）（以下「内規」という。）が設けられた。

その後、内規は、平成17年度の一部改正で、「定額化する経費」のうち、通信費と自動車用燃料の上限月額が引き上げられ、平成18年度の一部改正により、「政務調査費に充てることができない経費」、「領収書その他の証拠書類の記載事項」の項目が追加され、現在に至っている。

「定額化する経費」とは、日常生活に係る経費で、私生活と調査研究活動の区分が明確にできない経費について、月額の上限額等の基準を示したものであり、通信費と自動車用燃料、新聞購読料、インターネット（利用料等）の4項目が規定されている。

「政務調査費に充てることができない経費」は、規則別表の欄外に注記してある経費の参考例を示したものであり、その内容は次のとおりである。

政務調査費に充てることができない経費（参考例）

項目	支出できない経費
政党活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費 ・党大会賛助金 ・党大会参加・出席費用 ・党大会参加のための旅費
選挙活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙活動に関する一切の経費
後援会活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費 ・後援会主催の報告会等の開催費
私的活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔餞別費等（病氣見舞・香典・祝金・餞別・寸志・中元・歳暮等、慶弔電報、年賀状の購入・印刷費等） ・冠婚葬祭への出席費用（葬儀・祝賀会・結婚式・祭り等） ・宗教活動経費（檀家総代会、報恩講等） ・観光・私用用務等による旅行経費 ・懇親会・レクリエーション等のための経費 ・議員が個人的に参加している団体の資格を得るための会費及び会合の参加費 ・その他、議員個人の私的目的のために使用する経費
挨拶、会食だけの出席費用	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体の総会・新年会等における挨拶・会食だけの出席費用
備品購入、リース代	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査活動に直接必要としない経費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会通念上妥当性を超えた経費 ・公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費

2 監査対象事項とした政務調査費の交付等に係る手続きについて

(1) 平成19年度の政務調査費は、平成19年4月に町議会議員の改選があったため、平成19年度（4月分）と平成19年度（5月分～3月分）に分けて交付された。

監査対象となる支出を含む平成19年度（5月分～3月分）の政務調査費については、各議員から町長に対し、平成19年5月2日に条例第4条第1項及び第3項に基づく政務調査費交付申請書が提出された。

1名あたりの交付申請額は275,000円（25,000円×11カ月）である。

(2) 町長は交付申請書を受理し、交付の決定を行い、平成19年5月8日に条例第5条に基づく交付決定通知書により、その旨通知した。

(3) 交付決定を受けた各議員は、規則第4条に定める請求書により、平成19年5月8日に5月分と6月分50,000円、同年7月2日に7月分から9月分75,000円、同年10月1日に10月分から12月分75,000円、平成20年1月4日に1月分から3月分75,000円の政務調査費を町長に請求した。

町長は、請求に基づき平成19年5月31日に50,000円、同年7月13日、同年10月15日、平成20年1月15日に各75,000円の政務調査費を交付した。

(4) 監査対象事項とした政務調査費に係る交付申請、決定、請求、交付の手続きについては、いずれも条例、規則に則り、適正に執行されていた。

3 監査対象事項とした政務調査費の収支報告について

- (1) 平成19年度(5月分～3月分)政務調査費の収支報告については、条例第9条第1項に基づき、中田健二議員が平成20年4月20日、山崎太市議員が同年4月28日、長谷川恵子議員が同年4月30日、議長へ収支報告書及び証拠書類(支払証明書)を提出した。収支報告の内容は次のとおりである。

議員名 科目	中田健二議員	山崎太市議員	長谷川恵子議員
調査研究費	140,220 円	140,220 円	120,420 円
研修費	19,000 円	87,000 円	63,800 円
会議費	130,500 円	0 円	0 円
資料作成費	0 円	0 円	0 円
資料購入費	0 円	35,555 円	48,640 円
広報費	55,000 円	55,000 円	55,000 円
事務費	0 円	0 円	4,878 円
合計	344,720 円	317,775 円	292,738 円
残金	0 円	0 円	0 円

- (2) 議員から提出された収支報告書、支払証明書の内容を調査するため、別に提出を受けた領収書の原本により照査が行われた。

その後、収支報告書と支払証明書の写しは、条例第9条第4項に基づき、平成20年5月23日に町長へ提出された。

中田健二議員、山崎太市議員、長谷川恵子議員の平成19年度政務調査費(5月分～3月分)について、返還を要する残余の額は生じなかった。

- (3) 監査対象事項とした政務調査費の収支報告書及び支払証明書については、いずれも条例、規則に則り、適正に報告されていた。

4 領収書について

- (1) 条例第9条第1項の規定により、議員は議長に提出する収支報告書に「証拠書類の写し」として、科目ごとの経費の詳細を記載した支払証明書を添付しているが、これら報告書類の照合と確認のため、別に領収書の原本を提出している。

- (2) 領収書の提出は、条例が制定された当初の政務調査費の収支報告時から実施されている。ただし、内規により、通信費(電話・FAX・携帯電話料等)と自動車用燃料(ガソリン代、特殊な場合は除く)については、日常生活に係る経費で、私生活と調査研究活動の区分が明確にできないものとして、定額化されているため、支払証明書のみで領収書の提出は行っていない。

5 関係人調査について

前記第3の3(1)で監査対象とした政務調査費の支出について、関係議員の申立ての要旨は、次のとおりである。

なお、法第199条第8項の規定に基づき、関係議員から監査対象事項とした政務調査費に係る領収書の原本の提出を求め、内容を調査した結果、当該支出に係る領収書は全て保管されており、支払証明書の金額等と齟齬するようなものはなかった。

(1) 中田健二議員

ア 県政研修会 5, 000円 (No.1)

研修会を主催する飛翔会は、河北郡市の議会議員の現職有志で組織された会である。研修会では、油野かほく市長らの講師を招き、主に石川県と津幡町における問題点や河北潟の淡水問題、水質浄化、県道や国道の現況を踏まえた改良促進等について研修を行った。

イ 町政報告会茶菓子代 (10件) 110, 500円 (No.2~No.5、No.7~No.10、No.12、No.13)、会費 (2件) 20, 000円 (No.6、No.11)

志友会は、町を良くするために志を同じくする友の会であり、後援会組織ではない。自分が中心となり町政報告会を毎月6日に開催している。

会費は、志友会が主催する年2回の研修会の参加費として支払ったものである。

(2) 山崎太市議員

ア 町政勉強会講師料 (2件) 50, 000円 (No.1~No.2)

町政研修会は、平成19年9月30日、平成20年1月27日に開催された。研修会では、前県議を講師として招き、国道159号線の四車線化や河北縦断道路、河北潟干拓改良事業、河北潟水質浄化及び環境問題など町政全般について研修を行った。

イ 研修会費 5, 000円 (No.3)

研修会主催の飛翔会は、河北郡市の議員でつくる現職有志の会である。

研修会費は平成20年2月19日に開催した研修会の参加費である。研修会では、油野かほく市長らの講師を招き、河北郡市内の公共事業等についての講演を聴き、質疑応答を行った。

(3) 長谷川恵子議員

ア 婦人部研修会 8, 000円 (No.1)

研修を主催した河北潟生産組合連合婦人部は、河北潟で農作物を生産する農家の婦人組織である。

平成20年1月16日から17日にかけて開催した婦人部研修会では、品目横断的経営安定対策、河北潟干拓地の現況及び特定受益者賦課制度などの研修を行った。

イ 行政課題研究会 5, 000円 (No.2)

飛翔会とは、河北1市2町の志を同じくする現職議員の集まりである。

平成20年2月19日に開催した行政課題研究会では、油野かほく市長らの講師を招いて、環境問題、道路問題などについて幅広く研修を行った。

6 監査委員の判断

事実関係の確認結果等に基づき考察した結果、本件請求のうち前記第3の3(1)で監査対象とした請求について、次のとおり判断する。

(1) 中田健二議員に係る支出について

ア 県政研修会 5, 000円 (No.1)

請求人は、当該会費について、「津幡町政の調査、研究に関連のない不当な支出」と主張しているが、規則において研修費として認められている経費であり、使途基準に合致した支出であると判断する。

- イ 町政報告会茶菓子代（10件）110,500円（No.2～No.5、No.7～No.10、No.12、No.13）、会費（2件）20,000円（No.6、No.11）

請求人は、当該支出について、「後援会経費への私的流用であり、不当な支出」と主張しているが、後援会活動経費ではなく、町政に関する住民の要望、意見を聴取するための会議に要する経費であり、使途基準に合致した支出であると判断する。

（2）山崎太市議員に係る支出について

- ア 町政勉強会講師料（2件）50,000円（No.1～No.2）

請求人は、当該講師料について、「講師料に名を借りた寄付行為と強く疑われる不当な支出」と主張しているが、規則において研修費として認められている講師謝金であり、使途基準に合致した支出であると判断する。

- イ 研修会費5,000円（No.3）

請求人は、当該会費について、「不当な支出」と主張しているが、規則において研修費として認められている経費であり、使途基準に合致した支出であると判断する。

（3）長谷川恵子議員に係る支出について

- ア 婦人部研修会8,000円（No.1）

請求人は、当該支出について、「不当な支出」と主張しているが、規則において研修費として認められている経費であり、使途基準に合致した支出であると判断する。

- イ 行政課題研究会5,000円（No.2）

請求人は、当該支出について、「不当な支出」と主張しているが、規則において研修費として認められている経費であり、使途基準に合致した支出であると判断する。

7 結論

以上の結果から、請求人の主張はいずれも理由がないものと判断し、棄却とする。

8 意見

政務調査費に係る監査を通じ、以下のとおり監査委員としての意見を付記する。

政務調査費は、平成12年の地方自治法一部改正において制度化されたもので、その趣旨については、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」と説明されている。

現在、津幡町議会制度検討委員会において、政務調査費のあり方についても継続的に検討が行われているところであるが、議員の政務調査活動については、秘密にすべき事項はほとんどないと考えられるので、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、更なる透明性の向上を図るためにも収支報告書に領収書を添付し、かつ広く住民に閲覧公開するよう条例の改正も含めて検討されたい。